

第23期 第16回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成30年10月30日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 16 回定例農業委員会総会議事録

平成30年10月30日（火）午後1時30分から、伊予市農業振興センターにおいて第16回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	19名
	事務局	局長
		次長
		係長
		主査

欠席者	農業委員	0名
-----	------	----

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第53号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	5件
議案第54号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について	2件
議案第55号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について	4件
議案第56号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	3件
議案第57号	非農地証明申請について	2件

第3 報告第42号	農地法第4条の規程に基づく届出について	1件
報告第43号	農地法第5条の規程に基づく届出について	1件
報告第44号	農地法第18条の規程に基づく解約通知について	2件
報告第45号	農地使用貸借解約通知について	3件
報告第46号	相続税の納税猶予に関する継続届けについて	1件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第16回10月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号16番 ○○ ○○ 委員、17番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第53号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第53号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	双海町高岸	○○	○○
譲受人	双海町高岸	○○	○○
申請地	双海町高岸字ヤナギ	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	○○	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	贈与による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・みかん		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター、耕耘機、田植機、		

	コンバイン
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

以上の農地所有適格法人の要件を満たしているうえで、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは高齢ということで、農地の管理ができなくなったということで、近所の〇〇さんに管理をお願いして、〇〇さんもお世話になっているので引き受けるということで、問題はありませんので、よろしくをお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2の事務局説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山子	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・栗・みかん		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、	トラクター、	田植機、コンバイン
労働力	常時	1人	
周辺農業経営への影響	特に	支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは自営で会社をしております、なかなか管理が難しいとのことで伺っています。申請地は〇〇さんの所有している栗畑の近くということで、一緒に管理をしていくと話がまとまったと聞いております。よろしく申し上げます。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3、4は関連がありますので一括で事務局説明申し上げます。

3番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
-----	-----	----	----

譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字十床	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農作業効率の向上	
	(譲受人)	農作業効率の向上	
権利の種類	贈与による所有権移転	(交換)	
譲受人の作付作物	米・イチジク・柑橘		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		
続きます	まして		

4番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字田ノ浦上	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農作業効率の向上	
	(譲受人)	農作業効率の向上	
権利の種類	贈与による所有権移転	(交換)	
譲受人の作付作物	トマト・大根・柑橘		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号3、4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

3番と4番は畑の交換で議題に上がっています。これは〇〇さんの家の近くに〇〇さんの畑があった関係で、換えてもらおうと仕事の都合がいいということです。面積も同じぐらいですので、交換ということです。ご審議よろしくお願ひします。

議長

番号3、4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3、4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3、4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

番号5につきまして事務局説明をお願いします。

5番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	大洲市	〇〇	〇〇
申請地	宮下字岡崎	畑	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡（大洲市の耕作証明が提出されています）		
申請理由	（譲渡人） 農地管理困難 （譲受人） 経営規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	みかん		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車2台		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

新規就農者は本来ならば出席して説明が必要かもしれませんが、〇〇市ということで年齢が〇〇歳ということで間違いなからうと思います。現地は三枚続きということで住宅も点在しているところをございまして、あまり放任されると環境的によくないということで、ちょうどよかったということです。〇〇さんは組内にもう1人〇〇さんという

方がいらっしゃると思いますので、その〇〇さんの親戚にあたりまして、ある程度状況的にも〇〇さんは把握されていると思いますので、ご検討お願い致します。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第54号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第54号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申請人	双海町串	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町串	〇〇	〇〇
申請地	双海町串字向イ口	畑	外2筆
転用目的	植林		

申請人は、高齢で後継者が不在であり、申請地は急傾斜地で作業性も悪いため、農地として利用していくことは困難であります。今後の管理のため〇〇の農地に山桜を植樹し山林として転用を行うため申請したところ、外2筆の農地について申請者の法令認識不足のため過去に植林して転用手続きを怠っていたことがわかり、新規1筆、是正手続きとして2筆の計3筆の転用申請に至ったものであります。

申請地は、双海町の〇〇集落東側の山間部に位置し、急傾斜面の10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおりです。本人も〇〇歳ということで、かなりこの周辺でも樹園地を経営されていましたが、周辺の他の方も辞められて、自分も高齢のために転用しようということです。周りに迷惑をかけないということで植林をすることになったと思います。以上です。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2の事務局説明をお願いします。

事務局

2番

申請人	双海町高野川	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高野川	〇〇	〇〇
申出地	双海町高野川字西組	畑	外1筆
転用目的	倉庫		

申請地は昭和〇〇年に申請地に隣接する宅地に工場を建築し、その後昭和〇〇年に工場を増設時に農地法の認識不足のため農地にはみだす様に増築してしまいました。現在は生活上使用する倉庫として利用していますが、別件の5条転用申請時に違反転用として指導され認識し、その是正手続きとして転用申請に至ったものであります。

申請地は〇〇から北東に向って150m以内に位置し、公的施設である鉄道の駅からおおむね300m以内の農地として第3種農地に判断されます。第3種農地は転用の確実性が認められ、周辺の営農条件への支障がない場合は原則転用許可になります。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供すること

が見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。
以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

倉庫を建てたところが農地であったということで本人の認識が不足していたということでの是正です。あとで出てくる賃貸の関係の話があった中で、それがでてきたということですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第55号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第55号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	双海町高野川	〇〇	〇〇
譲受人	西条市	〇〇	〇〇
申請地	双海町高野川字西組	畑	外1筆
転用目的	太陽光発電施設		
権利の種類等	賃借権		

申請人は将来の生活のために、太陽光発電の適地を探しておりましたが、知人からの

紹介で、譲渡人と話がまとまり、四国経済産業省と、四国電力の事前審査も承認されたため今回の転用申請に至ったものであります。

申請地は〇〇から北東に向って 150m以内に位置し、公的施設である鉄道の駅からおおむね 300m以内の農地として第3種農地に判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。

以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

さきほどの倉庫の前の土地になります。日当たりはいいところで急な道をあがった上の平たいところです。借主からの要請があつて、賃貸の契約ができたと聞いております。ご審議よろしく申し上げます。

〇〇委員

白地からどういう転用をして設置ができるのですか。

事務局

白地農地か青地農地かの判断で白地農地の場合は、転用の申請が必要になりまして、そのかわりいろいろな周りの同意とか地域の同意を得たうえでの審査になりますので、確実性とか内容を審査します。青地農地の場合は、青地の除外が必要になりますが、愛媛県は青地農地に対する太陽光発電の設置における除外を認めていませんので、青地の太陽光による受付は控えてもらっています。

〇〇委員

高野川は今回と場所は違いますが、案外太陽光発電が入っていますよね。

〇〇委員

業者の方が積極的に入っていて、今現在みかんを作っている高齢の方に太陽光にしないかと話をもってきている状態です。

〇〇委員

地域内としての問題は起きてないのですか。

〇〇委員

全体的にそういう傾向があるので、農地が減っていくということはあるのですが、また日当たりがいい地域ですので、そういったことがおきると思います。

〇〇委員

〇〇集落は今回の場所とは違いますが、順々と業者がお願いしてきて増えてきていますが、今後トラブルがある可能性があるかもしれないので、気をつけてください。

議長

これは平地でありますから雨水処理の問題はないのですが、特に現地を見る場合に、太陽光になると後の雨水管理の面で、土砂崩れの可能性がないかとか現地を見る場合は注意していただけたらと思います。第1種の場合は、営農型太陽光なら条件を満たせば、認められるということで、下の作物の7割以上はできないと許可にならないので、3年更新で3年後に半分以下になると許可できなくなるので、そういったことも理解しておかないと後でトラブルのもとになるので、特に営農型太陽光の場合は注意してください。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2の事務局説明をお願いします。

2番

貸渡人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上野字釣吉	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借		

申請人は、妻、子供と兄、両親と同居していますが、子供の成長と共に手狭になってきたことを考え、貸渡人である父親へ相談した結果、申請地を使用貸借する話がまとまり、転用申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇集落の西側に位置し、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇の西側のところで、お父さんが畑を作って管理していたところです。〇〇の南側は基盤整備があって第1種農地になりますが、ここは周りが宅地化されているので適当だと思います。道後平野土地改良区の水利権はすでに解約されているところで、大谷池土地改良区の水利だけを年間払っているということで、すでに宅地を予定しているところということで、ご審議お願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3の事務局説明をお願いします。

3番

譲渡人	大平	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
	松山市	〇〇	〇〇
申請地	大平字小野	田	
転用目的	個人住宅及び作業場		
権利の種類等	所有権移転		

譲受人の〇〇さんは、妻の〇〇さんと、子供2人と松山市の借家で居住しておりますが、子供の成長と共に手狭になってきたことと、〇〇さんが独立して営んでいる〇〇業

の作業場が必要であることから、生活の本拠及び作業場を構えるべく土地を探しておりましたところ、譲渡人を紹介され、話がまとまり今回の転用申請に至ったものであります。

申請地は、大平の〇〇集落の西側に位置し、〇〇と〇〇の境界近くにある10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号3につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

今回の件ですが、白地農地ということと、周辺の農地の影響もないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4の事務局説明をお願いします。

4番

譲渡人	東京都練馬区	〇〇	〇〇	
	伊予郡松前町	〇〇	〇〇	
譲受人	尾崎	有限会社	〇〇	〇〇
申請地	尾崎字天神下	田		
転用目的	駐車場			
権利の種類等	所有権移転			

譲受人は、現在操業〇〇年になります。今までは近隣の駐車場を借り、自動車販売業、自動車修理業等を営業していましたが、受注業績の向上に伴い、自動車保管場所及び来

客用駐車場不足等問題を抱えています。既存の駐車場では対応できなくなっていましたので、借地ではなく自社の駐車場として適地を探していたところ現在の事業所の隣の土地であり、適地ということで所有者と交渉した結果、話がまとまり今回の転用申請に至ったものであります。

申請地は、尾崎の〇〇集落の周辺に位置し、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号4につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この場所は所有者が東京ということで何年か前から利用権設定ができていませんので、見てのとおり耕作放棄地に近い状況でして、年に1回2回の草刈をしている状態です。今回隣の〇〇の話がありましたので、よかったですと思いますので、よろしくお願ひします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■議案第56号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の申請がありました。

1番

申出人	上三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	上三谷	〇〇	〇〇
申出地	上三谷字大谷	畑	外1筆
転用目的	植林		

申出人は、申出地を平成〇〇年に関係法規に対する認識不足のため植林をしたということです。申請地は周辺の山林と一体化しているため作業効率も悪く、農地として利用することは難しく、是正手続きとして農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

昔大谷池の上でみかん山を一部作っていましたが、道もなくなり、周りが山林ということで変わってきておまして、放棄して道もなくなって山林に変わってきております。そういったことで周りの山林と同化しておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

〇〇委員

ここ周辺は国の補助金をもらってみかん畑の開拓をしていたので、これは古いので問題はないのですか。

事務局

畑灌の関係ではなく、もともと国の改植事業の補助としてはおよそ8年から10年は

適化法の適用期間になります。ただし、大谷池から東側の行道山系の畑の灌漑用水施設に関する補助に関しては適化法が30年になりますが、こちらはその限りではないです。単に木をいれる事業としては植栽年度によって異なりますがだいたい10年ぐらいで適化法がきれるということで事業的には問題ないと思います。

〇〇委員

青地の除外の場合は公告がいますが、どれぐらいの期間ですか。

事務局

公告期間は1ヶ月ですが、事前公告と完了報告とあります。周知することとして事前公告が1ヶ月間、完了公告としては公告された段階で完了になりますので期間はありません。なので、通常の公告の場合は1ヶ月になります。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2の事務局説明をお願いします。

事務局

2番

申出人	上三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	上三谷	〇〇	〇〇
申出地	上三谷字貴布祢	田	
転用目的	農家住宅		

申出人は、妻、子1人で、現在両親、祖母、妹と両親の家に同居していますが、子供の成長と共に同居するには手狭になってきたこと、また今後農業を後継するために生活基盤を整えるため住居を必要とし、土地所有者である父と協議し農家住宅を建てるべく農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この件は〇〇 〇〇さんの息子さんの〇〇さんが住宅を建てるということで申請があがっていますが、この場所は〇〇さんの近くの田になりますので、家を建てて将来の後継者として親を手伝って地元へ住んでいきたいということで希望していますのでよろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3の事務局説明をお願いします。

事務局

3番

申出人 内子町 〇〇 〇〇

内子町 〇〇 〇〇

土地所有者 上吾川 〇〇 〇〇

申出地 稲荷字池ノ内 田

転用目的 分家住宅

申出人である夫婦は子供2人と内子町の借家で生活しておりますが、子供の成長により現住居では手狭になったこと、また今後農業後継者として、本拠を構えるにあたり妻の父所有の農地に建築する話がまとまり転用許可申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この〇〇さんの娘さんが今回分家住宅を建てるとのことです。お父さんが上吾川なので土地はないのですかと聞いたら、農地はありますが、宅地としては上水道、下水道も通っていますのでこの場所が一番都合のいいということで、この農地にしたいということです。そういうことでよろしくお願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、別紙になりますので、お開きください。

■議案第57号 非農地証明申請について

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。

1, 2は関係がありますので同時に事務局より説明をお願いします。

1番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘	畑	外1筆
証明書	非農地証明		

現状 土砂崩れ

2番

申出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘	畑	
証明書	非農地証明		
現状	土砂崩れ		

当該農地からの土砂崩れによって林道石畳上灘線が使用できない状態です。林道石畳上灘線は奥大栄地区に入るための地域の生活道としても利用されており、早急な復旧が必要になっています。その復旧計画において、治山事業工事を実施するためには、当該地が農地のため非農地として証明書が必要になりますので、担当課である伊予市農林水産課から依頼があり今回の申請に至ったものであります。申出地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、現況も農地ではないことから非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1, 2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

現場に行ってみたのですが、農地にみえないくらい完全に落ちてしまっています。農地としては利用していくことは無いということでよろしくをお願いします。

議長

番号1, 2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1, 2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1, 2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■報告第42号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第42号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

申請人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
届出地	双海町上灘字中久保	畑	
転用目的	農業用倉庫		

以上です。

議長

報告第42号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

■報告第43 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第43号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇株式会社	
届出地	下吾川字北西原	畑	
転用目的	訂正があります。転用目的は 露天駐車場及び露天資材置場になりますので、訂正お願いします。		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第43号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

■報告第44号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第44号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇

届出地	上吾川字野々中甲	田	外2筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

2番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	被相続人	〇〇	〇〇
	相続人代表	〇〇	〇〇

届出地	大平字小野	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

議長

報告第44号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして9ページをお開きください。

■報告第45号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第45号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	中山町中山	〇〇	〇〇
借受人	中山町中山	〇〇	〇〇
届出地	中山町中山子	畑	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	使用貸借権設定	

2番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷字田ノ浦上	畑	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	使用貸借権設定	

3番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷字十床	畑	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	使用貸借権設定	

議長

報告第45号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして10ページをお開きください。

■報告第46号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第70条の6の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

被相続人		〇〇	〇〇
相続人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川	畑	外2筆
相続開始	平成18年1月11日		
証明書交付日	平成30年10月2日		

以上です。

議長

報告第46号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

農業委員の綱紀粛正について

事務局より依頼あり。

議長

次回の開催日程について

定例総会 平成30年11月28日(水曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センターを開催予定としております。

以上で、第16回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第16回10月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時56分 閉会)